

宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱（平成30年9月27日付け平30企業立地第45号通知）に基づき、本市への情報・通信産業等を営む事業者の立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために交付する補助金に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 別表第1に定める事業者をいう。
- (2) 新規開設 市内に事業所を有しない事業者が、新たに市内に事業所を設置することをいう。
- (3) 新規雇用従業員 事業者が当該事業所において、新規開設日から新規開設日の翌日より2年以内に新たに雇用した者（新規開設日の前に雇用された者で配置転換等により当該事業所に勤務することとなった従業員を含む。）のうち、本市に住所を有し、新規開設日以降継続して1年間の雇用実績を有する者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者になっているものをいう。
- (4) デジタルコンテンツ業 デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業をいう。
- (5) 事務処理センター事業 コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業をいう。

(補助の対象等)

第3条 市は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に定める要件のすべてを備える事業者に対し、補助金を交付する。

- (1) 事業所の新規開設であること。
 - (2) 法人等としてすでに3年以上の事業活動実績があること。
 - (3) 新規開設時の新規雇用従業員が5人以上で、かつ、県内事業所全体でも従業員が5人以上増加していること。
 - (4) 市税等の滞納がないこと。
 - (5) 事業所の開設において本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと。
- 2 補助の対象となる経費、補助金額及び補助対象期間は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定により算出して得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前審査の申込み)

第4条 この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、事業所の新規開設の30日前までに、宇部市情報・通信産業等立地促進補助金事前審査申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込者に対し、宇部市情報・通信産業等立地促進補助金事前審査了承通知書(様式第2号)により通知する。

(協定の締結)

第5条 前条の規定により事前審査の了承通知を受けた補助対象事業者は、事業所の新規開設日までに、事業所の新規開設に関し、市と協定を締結しなければならない。

(指定の申請)

第6条 前条の規定により市と協定を締結した補助対象事業者は、事業所を新規開設後90日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市情報・通信産業等立地促進補助金指定申請書(様式第3号)
- (2) 宇部市情報・通信産業等立地促進補助金事業計画書(様式第4号)
- (3) その他市長が必要とする書類

(事業者の指定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請書等が提出された場合において、その内容を審査して適当と認めるときは、この補助金を受けることができる補助対象事業者として指定するとともに、速やかに当該申請書を提出した者に対し、宇部市情報・通信産業等立地促進補助金補助対象事業者指定通知書(様式第5号)により通知する。

2 市長は、前項の規定による指定を行うに当たっては、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、別表第3に定める提出期限までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付申請書(様式第6号)
- (2) 宇部市情報・通信産業等立地促進補助金実績報告書(様式第7号)
- (3) 市税納税証明書(市税に滞納がないことを証明する書類)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づき交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、速やかに当該申請者に対し、補助金の額及び交付条件を宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知す

る。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた指定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、当該請求書を提出した指定事業者に対し、速やかに補助金を交付する。

(事業の中止等)

第11条 指定事業者は、第7条の規定による指定通知日から起算して5年以内に補助対象事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに宇部市情報・通信産業等立地促進補助金事業中止(廃止)届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、前項の規定による事業中止(廃止)届を提出したときは、当該中止等となった日以降について、前条に規定する補助金の請求をすることができない。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができることとし、その場合は当該指定事業者に対し、宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知する。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱で付した条件に違反したとき。

(3) 前条の規定により事業中止(廃止)届を提出した指定事業者のうち、中止等に至った理由を勘案し、交付決定を取り消すことが適当と市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該指定事業者に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとし、その場合は当該指定事業者に対し、宇部市情報・通信産業等立地促進補助金返還命令書(様式第12号)により通知する。

(帳簿等の整備)

第13条 指定事業者は、申請等に係る帳簿その他の関係書類を整備し、第7条の規定による指定通知日から起算して5年間、これらを保存しなければならない。

(検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対して質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

【別表第1】事業者（第2条関係）

事 業 者
<p>日本標準産業分類表（令和5年総務省告示第256号）に掲げるソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、広告業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業及び事務処理センター事業の用に供する事業所を営む者</p>

【別表第2】補助対象経費等（第3条関係）

補助対象経費及び補助金額	補助対象期間
<p>・ 賃借料及び通信回線使用料に係る経費 事業所賃借料（共益費・敷金・礼金等の諸経費、駐車料等は除く。）及び通信回線使用料（設置工事費等の諸経費は除く。）に要する経費の2分の1以内（限度額2千万円／年）</p>	<p>新規開設日から 3年以内</p>
<p>・ 新規雇用従業員に要する経費 新規雇用従業員数に30万円を乗じて得た額。 ただし、補助金額は3千万円を限度とする。</p>	<p>新規開設日から 3年以内 1人当たり1回 限り</p>

【別表第3】補助金の交付申請の提出期限（第8条関係）

補助金の区分	提出期限
<p>賃借料及び通信回線使用料に係る経費に対する補助金</p>	<p>[1年目] 新規開設日より1年を経過した日から60日以内 [2年目] 新規開設日より2年を経過した日から60日以内 [3年目] 新規開設日より3年を経過した日から60日以内</p>
<p>新規雇用従業員に要する経費に対する補助金</p>	<p>※「賃借料及び通信回線使用料に係る経費に対する補助金」について、2年目、3年目は、それぞれ1年目、2年目の交付申請をしていなければならない。 ※「新規雇用従業員に要する経費に対する補助金」について、交付申請は1回限りとし、交付申請する場合は、「賃借料及び通信回線使用料に係る経費に対する補助金」と一緒にしなければならない。</p>